

【男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり】

結婚や子育てと仕事の両立を希望する女性の増加に加え、昨今の社会経済の低迷により就労を希望する母親が増加し、その就労形態も多様化する中、保育へのニーズが高まっています。仕事と子育ての両立を支援するために、質の高い保育サービスの提供や、延長保育、病後児保育など多様な保育ニーズへの対応や放課後児童対策の充実を進めるとともに、希望する働き方が選択できるよう育児休業や短時間勤務など労働条件の整備、男性の育児を支援する職場環境づくりに取り組みます。

【子育て不安や負担を軽減する仕組みづくり】

少子化や核家族化、都市化が進行し、地域コミュニティが希薄化する中、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下により、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭が増えており、その負担軽減のための支援が求められています。すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子どもを育てられるよう、相談体制の整備や居場所づくりを進めます。

また、子どもの健やかな育ちや学びの機会を確保するため、子どもや子育て家庭の環境に応じた経済的な負担の軽減を図ります。

更に、近年増加傾向にあるひとり親家庭の自立を促進するための就業支援体制の確保や職業能力開発への支援を進めるとともに、障害のある子どもがいる家庭について、「広島県障害者プラン」に基づき、障害のある子どもへの保健・医療・福祉・教育などの各種施策が総合的に実施されるよう支援を行います。

第3節では、次の施策に取り組みます

【男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり】

1 保育サービスの充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 保育の質の向上
- (3) 放課後児童対策の充実

2 男女がともに働きやすい職場環境の整備

【子育て不安や負担を軽減する仕組みづくり】

3 すべての子育て家庭への支援

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 経済的な負担軽減

4 ひとり親家庭への支援

- (1) 就業等支援体制の充実
- (2) 経済的支援の充実

5 障害のある子どもがいる家庭への支援

1 保育サービスの充実

めざす姿

保護者のニーズに応じた質の高い各種保育サービスが提供され、子どもはいきいきと健やかに育ち、保護者は安心して働いています

現状と課題

保育所は、0歳から就学前までの適切な養護と教育が必要な児童が、十分に行き届いた環境の下で生活する場であり、かつ、人に対する基本的信頼感など生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、健康で安全に情緒が安定し、子どもが現在を最も良く生き、未来に向かって生きる力の基礎を培う、大切な役割を担っています。

昨今の厳しい経済状況の下、共働き家庭の増加や家族形態の変化などにより、保育ニーズの量的拡大とともに、乳幼児期から就学期を通じた安心・安全で質の高い保育の提供など質的な充実が求められています。本県の特性として、都市部の一部地域では保育所への入所待ちをしている待機児童が発生している一方、中山間地域では少子化による保育所の入所児童が減少するという状況があるため、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要です。このような中、保育サービス提供の新たな選択肢として、保護者の就労の有無にかかわらず入園でき、保育・教育を一体的に行う「認定こども園¹」なども視野に入れ、地域の保育サービスのあり方を検討することが求められます。

また、保護者の就労形態は多様化してきており、延長保育や休日保育、特定保育など働き方に応じた保育や、子どもが病気の時にも安心して利用できる病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実が求められています。

加えて、障害のある子どもを始め、配慮が必要な子どもは増加傾向にあり、子どもとその家族に対する支援体制強化が必要となっています。

更に、「保育所保育指針²」や「保育所における質の向上のためのアクションプログラム³」により、入所児童に対する質の高い養護と教育の提供とともに、保護者支援や地域の子育て支援など保育所に求められる役割が深化し拡大しています。

一方、国においては、すべての子どもの健やかな育ちを基本とする保育、放課後児童クラブや地域の子育て支援など子育て支援全般についての制度のあり方やサービスの抜本的拡充について議論が進められており、今後幼保一体化の議論も加わり、保育制度を始めとした改革が行われる予定です。

併せて、地方分権の推進により、これまで国が定めていた保育所の最低基準を都道府県や指定都市・中核市が地域の実情に応じて定めることができるよう検討されています。

また、就学期の子どもに対しては、体験活動の機会の減少や地域の子育て機能の低下などから、放課後等に地域のボランティア等の協力・参画を得て、様々な体験が得られる安全・安心な居場所づくりが求められています。

1 認定こども園：保護者の就労の有無等にかかわらず就学前の児童を受け入れて、保育・教育を一体的に行う施設。地域における子育て支援機能も備える。

2 保育所保育指針：保育所における保育の内容及び運営に関する事項を定めた保育所におけるガイドライン。保育所は、指針の基本原則を踏まえ、創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

3 保育所の質の向上のためのアクションプログラム：保育所保育指針の告示化とともに厚生労働省が策定した行動計画。保育の内容の質を高める観点から、国の取り組む施策と地方公共団体が取り組むことが望ましいとされる施策を定めている。

取組の方向

(1) 保育サービス等の充実

緊急待機児童対策を推進するために設置した安心こども基金を活用して、市町と連携して待機児童の解消を図るための保育所や認定こども園の整備を行うとともに、老朽化した施設の改修など保育所等施設環境の改善に努めます。

就学前のすべての子どものより良い育ちを念頭に置き、新たな保育ニーズや幼保一体化の見直しなどを踏まえた保育所等の適正規模や適正配置による質の高い保育の実施に向けた、計画的な環境整備を推進します。

また、幼児の減少する地域においては成長に必要な集団活動や異年齢交流などを行う子ども集団を保つことを可能とし、より良い育ちを促進する必要があるため、地域の実情に応じた小規模保育所や認定こども園制度の活用を推進します。

保育を必要とする家庭を支援するサービスには、「主要事業及び達成目標」に掲げた様々な取組があります。市町が行う様々なサービスの推進について支援するとともに、広域的、専門的観点から多様化するニーズや新たな制度などの情報収集・提供や助言等を行います。

多様な保育ニーズに対応する資源の一つである認可外保育施設⁴に対して、適切な運営が行われるよう指導監督を行い、一定の保育水準を確保するとともに、施設の状況についての情報提供を行い、利用者の適切な施設選択を可能にするよう努めます。

(2) 保育の質の向上

「保育所保育指針」などにより求められている、より質の高い養護と教育の提供や保護者支援、地域の子育て支援などの充実を図ります。関係団体や(財)ひろしまこども夢財団等と連携し、保育所や認可外保育施設を始めとしたすべての保育従事者を対象にした保育所保育指針の効果的な実践を促進するための研修や、保育従事者が地域の子育て支援者との交流を図りながら子育て支援の質の向上に取り組むための研修などを実施します。加えて、こうした研修等へ参加しやすい仕組みづくりについて、市町に対して働きかけを行います。

養護と教育を一体的に行う保育所保育の特性を活かしながら、個々の子どものより良い育ちのために、発達及び生活の連続性に配慮した保育・教育の実施とともに、小学校へのスムーズな移行のため、市町や関係機関と連携した取組を進めます。

障害のある子どもなど配慮が必要な子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が緊密になるよう市町と連携して取り組みます。

保育所が、その機能を活用して、保護者支援や地域の実情に応じた子育て支援事業を行うことができるようコーディネートに努めます。

保育士の専門的な知識や経験に基づく知識を活かすため、継続的に働くことができる環境づくりに努めるとともに、処遇改善などについて国に働きかけを行います。

保育所の最低基準を都道府県や指定都市・中核市において定めるよう制度が改正された場合、県内全域の保育の質が確保されるよう、子どもの発達保障や安全面を優先させた適切な基準を定めるよう、保護者や保育従事者、関係団体と意見交換などを行い検討を進めるとともに、広島市・福山市と連携・調整を行います。

⁴ 認可外保育施設：認可保育所と同様の業務を目的とする施設で、県知事又は保育所の設置認可の権限を有する市町の認可を受けていないもの。(事業所内保育施設、いわゆる託児所、ベビーホテルなどがある。)

(3) 放課後児童対策の充実

放課後や長期休暇期間などに、児童が安全で健やかに過ごせる居場所づくりを進めるため、「放課後子どもプラン⁵」に沿った総合的な放課後児童対策の充実を進めます。

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもの健全な育成を図るため、放課後に小学校の空き教室や児童館、公民館などにおいて、健全な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブをすべての小学校区で実施するよう努めます。

また、「放課後児童クラブガイドライン⁶」を踏まえ、地域の実情や保護者のニーズに応じて、受入児童数の拡充、71人以上の大規模クラブの解消、休日や長期休業期間などを含めた250日以上の開設、障害のある子どもの受入れを進めるとともに、安全に配慮した施設・設備の整備、職員体制の確保及び職員の資質の向上などサービスの質の向上に努めます。

更に、保護者や学校、関係機関、地域との連携を図るとともに、利用者等への情報提供に努めます。

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室や児童館・公民館などを活用して、すべての子どもを対象に地域住民の参画を得て学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めるもので、すべての小学校区での実施に努めます。



5 放課後子どもプラン：平成19年3月に文部科学省と厚生労働省が地域社会の中で放課後等に子どもの安全で健やかな活動場所づくりを推進するために策定した総合的な放課後対策に係る計画。

6 放課後児童クラブガイドライン：平成19年3月に厚生労働省が放課後児童クラブの質の向上を図ることを目的に策定した運営に係る基本的事項及び望ましい方向を示したもの。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
待機児童の解消 ・保育所の整備により入所定員を確保して、待機児童の解消を図る。	待機児童数	113人 (H21.4.1現在)	0人 (H27.4.1時点)
通常保育事業の実施 ・保護者の就労・病気等により、家庭で保育できない乳幼児を保護者に代わり保育を行う。	保育所定員	58,286人	61,178人
延長保育事業の実施 ・保護者の勤務時間等を考慮し、通常の11時間保育の前後に30分以上延長して保育を行う。	延長保育実施か所数	386か所	468か所
休日保育事業の実施 ・就労形態の多様化等に対応するため、保育所において日曜、祝祭日などに保育を行う。	休日保育実施か所数	13か所	30か所
特定保育事業の実施 ・就労形態の多様化(パート就労等)や育児の孤立化に対応するため、保育所において週2、3日程度又は午前か午後のみ保育を行う。	特定保育実施か所数	30か所	32か所
夜間保育事業の実施 ・保護者の夜間就労等に対応するため、おおよそ午後10時まで保育を行う。(開所時間は原則概ね11時間)	夜間保育実施か所数	2か所	10か所
病児・病後児保育事業の実施 ・病気中や回復期の児童を病院や保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児・病後児対応と保育所保育中に体調不良となった場合、緊急に対応する体調不良児対応を行う。	病児・病後児保育(病児・病後児・体調不良児対応)実施か所数	29か所	45か所
認定こども園の推進 ・保育・教育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う認定こども園制度を推進する。	認定こども園設置か所数	12か所	50か所
認可外保育施設の指導監督 ・適正な保育内容及び保育環境の確保状況を確認し、状況に応じて改善指導、事業停止命令等を行う。	-	-	-
放課後子どもプランの推進 ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年の児童等に対し、放課後、長期休業期間などに児童館等で適切な遊びと生活の場を与えて、健全な育成を図る。 ・放課後子ども教室の設置促進 安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験活動を実施する市町を支援する。	放課後児童クラブ実施小学校区数	464小学校区 (平成21年5月現在)	全小学校区
	放課後子ども教室実施小学校区数	150小学校区	177小学校区 (平成22年度)

2 男女がともに働きやすい職場環境の整備

めざす姿

男女がともに安心して子どもを産み育てながら、働き続けることができる職場環境が整っています

現状と課題

共働き世帯が増加する中、妊娠・出産を機に約7割の女性が離職しています。出産前後で仕事を辞める理由としては、約3割の人が「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」、「解雇された、退職勧奨された」と両立環境が整わないことを挙げています。

男性の週平均就業時間は、30歳代が約50時間と最も長く、中でも週60時間以上働く者の割合が2割以上となっており、子育て世代の男性の長時間労働の実態がうかがえます。

また、子どもがいる世帯の夫が家事や育児にかかる時間は、日本では1日平均で1時間程度に止まり、先進諸国の2～3時間に比べて、非常に短くなっています。

更に、育児休業の取得率は、女性の91%に対し、男性は1%強に止まっています。

「就労」と「出産・子育て」の両立のためには、女性が働きながら産み育てやすい環境の整備とともに、男性を含めた働き方の見直しを行い、男女がともに安心して子どもを産み育て、働き続けることができる社会にしていくことが重要です。

また、育児等で一度仕事を離れた女性が、希望するときに再び働くことができる環境の整備も必要です。

このため、保育サービスの充実等、国や地方公共団体等が行う対策のほか、事業主に対しても積極的な雇用環境の整備が求められています。

次世代育成支援対策推進法では、事業主に、仕事と家庭の両立ができる職場づくりに向け一般事業主行動計画の策定・実施が求められています。しかし、県内企業における同計画の策定状況は、2.8%（平成21（2009）年12月末現在）に止まっており、企業等の取組の更なる促進が必要です。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が平成21（2009）年6月に改正され、短時間勤務制度の義務化、子どもの看護休暇の拡大、父親の育児休業の取得促進など、仕事と家庭の両立支援の一層の推進が求められています。



取組の方向

仕事と家庭・子育ての両立がしやすい職場環境の整備を促進するため、企業の一般事業主行動計画の策定・実施を支援します。

育児休業の取得促進、短時間勤務制度の実施、所定外労働時間の削減など、男性を含めた働き方の見直しを行うための環境づくりを推進します。特に男性も子育てができる働き方を実現するため、家族づくりのスタートとなる出産直後の男性の子育て休暇の取得を促進します。

事業所内保育施設の設置・運営等の支援や両立支援のための助成金等、職場環境整備のための各種支援制度の情報提供を行い、働きやすい環境整備を推進します。

国、市町、関係団体と連携し、セミナー等を開催し、関連法制度の普及・啓発や企業における両立支援の取組を促進します。

育児等のために退職し、再就職を希望する人に対して、国・市町・関係団体と連携して再就職を支援します。

「次世代育成支援ホームページ¹」や「わーくわくネットひろしま²」等を活用して、両立支援や再就職支援等に関する情報を提供します。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
仕事と家庭の両立支援の推進 ・一般事業主行動計画の策定・実施の支援 ・男性の働き方の見直しの促進(育児休業の取得促進等) ・事業所内保育施設の設置・運営等の支援	一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業の割合	2.9%	6.0%
	男性の育児休業等促進宣言企業数	0企業	200企業
女性の再就職支援 ・女性の再就職を支援するセミナー・再就職フェアの開催 ・女性の再就職支援ネットワークの構築・情報提供	-	-	-

1 次世代育成支援ホームページ：両立支援企業や子育てなどの情報を提供する広島県が開設しているホームページ。

2 わーくわくネットひろしま：雇用労働全般の情報を一元的に提供する広島県が開設しているポータルサイト(玄関口)。

3 すべての子育て家庭への支援

めざす姿

地域の子育て相談・支援の取組が充実し、安心して子育てしています
経済的負担が軽減されて修学・受療の機会が確保され、公営住宅への入居環境が整備されています

現状と課題

(1) 子育て支援体制

少子化や核家族化，都市化の進行などにより，家庭や地域社会における子育て力や教育力が低下し，かつ，祖父母や近所の人からの支援を受けられる家庭は少なくなり，親が不安感，負担感，孤立感の中で子育てに向き合う場面が増えています。インターネットや携帯電話の普及などにより，子育てに関する情報は得やすくなる一方で，正しい情報の選択が困難となるほか，情報手段の格差から情報を必要とする家庭に適時に必要な情報が伝わらないなどの状況が発生しています。また，子育ての孤立化から親子が一日中家の中で過ごすことも少なくありません。そのため，身近なところに，親子で気軽に出かけ，安心して相談ができ，かつ，当事者同士の学び合いができるような居場所をつくるが必要になっています。

市町においては，子育てに関する相談窓口や情報発信の機能を高めるとともに，乳幼児と保護者が相互の交流を行い，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助が行われる場所である地域子育て支援拠点の設置を進めるとともに，保育所や幼稚園，認定こども園における子育て支援活動の利用を促進することが必要です。

また，親子が気軽集える子育てサークルや子育て支援を行うNPOなどの活動を支援することが求められます。更に，専業主婦家庭等の一時的な保育需要等に対応できるよう，一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの充実を図ることが必要です。

これまで家庭で教えられてきた「しつけ」や基本的な生活習慣が身につけていない子どもが増加するなど，家庭の教育力の低下が指摘されています。子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供など，家庭づくりや子育てを学ぶ機会の提供を促進する必要があります。

こども家庭センター¹（児童相談所）は，子どもと家庭に関する専門機関として，相談・支援機能の充実や情報発信を図るとともに，市町への専門・技術的な支援や市町職員の相談支援能力の向上のための研修の充実を図ることなどが求められています。

快適な居住環境の整備は，安心して子育てを行う上で重要な要素であり，県では，坂町に建設する県営住宅（公営住宅）に，町営住宅（特定公共賃貸住宅）と保育所を併設し，町と保育所が連携して施設開放や子育て相談等を実施し，地域住民との交流等を進める「子育て支援住宅」をモデル的に整備しています。

(2) 経済的な負担軽減

子育てや教育への経済的負担を理由に子どもの数が理想を下回っている家庭が多いなど，教育費負担が少子化の要因の一つになっているとともに，経済状況の悪化により，修学が困難となるケースの増加が予想されるため，平成22年度から新たに実施される高等学校の授業料無償化などの施策に加えて，修学に対する経済的負担の軽減が求められています。また，私立学校等は少子化の進行により生徒数が減少し，経営が年々厳しくなっているため，より一層の効率的な学校運営が求められています。その一方で，本県の学校教育の重要な役割を担っており，引き続き特色ある私学教育を振興していくことで，子育て家庭への支援に結び付けていく必要があります。

¹ こども家庭センター：児童相談所，知的障害者更生相談所，婦人相談所の機能を統合した，子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に3か所（西部，東部，北部）設置。

(1) 子育て支援体制の充実

子どもと家庭に関する身近な相談支援機関である市町の相談窓口の充実を促進するとともに、電話相談窓口の「子ども何でもダイヤル」を引き続き実施し、更に、総合的で専門的な相談支援機関であるこども家庭センター（児童相談所）の体制・機能の充実に努めるなど、子育て家庭に対する相談支援体制の整備の推進を図ります。

安心こども基金を活用し、地域子育て支援センターなど地域子育て支援拠点の整備を行います。

市町が行う地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等が広く活用されるよう、市町と連携して広報や機能の充実に努めます。

（財）ひろしまこども夢財団と連携して子育てサークルや子育て支援を行うNPOなどへの支援を行い、子育ての孤立化の防止や、親育ちを支援します。

保育所や認定こども園が行う園庭開放や子育て相談など、専門的機能を活用した子育て支援事業が充実するようコーディネートに努めます。

子育てノウハウの宝庫である保育所の地域子育て支援機能が広く利用されるよう、広島県保育連盟連合会と協働で、子どもが入所していなくても親子で参加できるイベントなどを実施する「あなたの保育所づくりしませんか」キャンペーンを展開します。

安心こども基金を活用し、県民への子育て応援意識の啓発や地域の子育て支援者を対象としたイベントなどを通じた県内全域の子育て支援機能の強化を行うとともに、地域の実情に応じた子育て支援を実施する市町に対して支援します。

幼稚園の預かり時間を延長する預かり保育の推進や地域の子育て家庭を対象にした園庭開放、専門的機能を活かした子育て相談などの実施の促進を図ります。

家庭教育の充実を図るため、学習機会の情報の提供に努めるとともに、家庭教育が教育の原点という認識のもと、基本的な生活習慣づくりのため「食べる！遊ぶ！読む！」キャンペーンを展開し、その大切さを呼びかけます。

坂町に建設している県営住宅については、平成22（2010）年度に、10戸を整備し、計50戸の子育て世帯の優先入居住戸の整備が完了することから、集会所の活用等を通じた地域住民との交流が図られるよう促進します。また、既存の県営住宅について、需要等を見極めた上で、子育て世帯の優先入居制度の適用に努めます。

(2) 経済的な負担軽減

次代を担う子どもの育ちを社会全体で支援するために創設された子ども手当の適正な支給に努めます。

経済的理由で就学が困難な子どもの保護者に対する就学援助制度の利用について周知します。

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等に奨学金の貸付を行います。

県立高等学校において、授業料無償化の対象とならない生徒の授業料等を負担している保護者や生徒本人がやむを得ない事情により学費の支弁が困難な場合など、一定の基準に該当する場合に授業料等の減額や免除を行います。

教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給や私立高等学校等に対する経常経費及び授業料等の軽減に要した経費への助成などを行います。

低所得者、障害者世帯等の経済的な負担軽減を図るため、（社福）広島県社会福祉協議会が教育資金や生活資金等の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」に助成します。

入院・通院とともに就学前児までを対象とし、無理のない範囲で一部負担を導入した「乳幼児医療費公費負担事業」を引き続き実施します。なお、こうした乳幼児に係る医療費負担の軽減策については、国の施策として実施するよう、国に働きかけます。

低所得者の居住コストの軽減を図る県営住宅において新婚世帯等の入居機会の増加に努めます。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現 状 (平成21(2009)年度末)	目 標 (平成26(2014)年度末)
地域子育て支援拠点事業(センター型,ひろば型,児童館型)の実施 ・乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し,子育て相談や情報提供を行う。	地域子育て支援拠点事業(センター型,ひろば型,児童館型)実施か所数	105か所	139か所
一時預かり事業の実施 ・保育所等において,育児疲れ解消や急病等による緊急・一時的な預かりを行う。	一時預かり実施か所数	233か所	273か所
子育て支援情報提供事業の充実 ・子育て家庭に携帯メールで,医療・不審者・イベント等の情報を届ける。	Kids情報送信サービス会員数	21,988人	40,000人
子ども何でもダイヤルの実施 ・家庭及び地域における児童養育の支援を行うため,子どもと家庭に関する電話相談を行う。	電話相談受付件数	1,100件	1,500件
ファミリー・サポート・センター事業の実施 ・子どもの預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人との相互援助活動の調整等を行う。	ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所	20か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施 ・保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を預かる。(7日間程度)	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	21か所	24か所
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の実施 ・保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に,児童養護施設等において一時的に預かる。	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)実施か所数	14か所	15か所
「あなたの保育所づくりしませんか」キャンペーン事業の実施 ・保育所で気軽に相談ができるよう普段から保育所への関心をもてるよう保育所と関わりあうことができるキャンペーンを展開する。	-	-	-
家庭の教育力の充実 ・「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の活用促進 ・「食べる!遊ぶ!読む!」キャンペーンの展開	-	-	-
子育て支援公共賃貸住宅の供給 ・県営坂地区住宅に坂町営住宅及び保育所を併設し,子どもと子育てにやさしい環境を備えた住宅を供給する。	県営坂地区住宅における子育て優先住戸数	40戸	50戸 (平成22年度)
私立学校の特色ある教育の振興 ・私立学校への支援を通じた保護者の経済的負担の軽減	-	-	-
教育費に対する経済的な支援 ・高等学校等に在学する者のうち,経済的理由により修学が困難と認められる者に対し,奨学金の貸付を行う。	-	-	-

4 ひとり親家庭への支援

めざす姿

ひとり親家庭の誰もが自立し、安心して暮らしています

現状と課題

近年、離婚の増加等によりひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担わなければならない、経済的に厳しい状況にある家庭が多いことから、生活安定のための経済的支援や就業支援を行うとともに、ひとり親家庭で生じる様々な問題に対する相談機能を充実する必要があります。

特に、母子家庭の自立促進については、就職や、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要であり、個々の事情に応じたきめ細かな就業支援体制の確保や職業能力開発に必要な費用の給付などの施策を推進することが求められています。

取組の方向

(1) 就業等支援体制の充実

ひとり親家庭に対する相談や自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うなど相談支援体制の整備を推進するとともに、ひとり親家庭が孤立しないように、関係機関との連携を促進します。

母子家庭の自立促進においては、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施を通じて、また、母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業の実施を促進します。

(2) 経済的支援の充実

生活安定と自立支援を通じて児童福祉の増進を図るため、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給・医療費助成、母子福祉資金の貸付など経済的な支援を行います。

なお、児童扶養手当の父子家庭への対象拡大など、ひとり親家庭に関する支援制度については、市町・関係機関と連携して情報提供・利用促進に努めます。

交通遺児のための寄附金を(社福)広島県社会福祉協議会が設置している「ふれあい基金」に積み立てます。(社福)広島県社会福祉協議会は、運用果実を交通遺児の就学奨励金として給付します。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
母子家庭の自立支援 ・指定講座の受講修了者への給付金支給 ・看護師等資格取得のための養成機関で修業する期間の生活費の保障	自立支援教育訓練給付金事業実施市町数	22市町	県及び全市・福祉事務所設置町 (全23市町)
	高等技能訓練促進費事業実施市町数	20市町	

5 障害のあるこどものいる家庭への支援

めざす姿

障害のある子どもが地域で安心していきいきと生活し、障害のない子どもとともに生きていることを実感しています

現状と課題

すべての子どもがその持てる能力や可能性を伸ばせるように育成されることが大切ですが、特に障害がある場合は、子どもの時期から適切な支援を行うことが将来の自立と自己実現につながっていく、という視点で支援することが重要です。

このため、発育・発達に合わせて医療を適切に受ける必要がありますが、障害のある子どもは疾病に対する抵抗力が弱く罹患率が高いため、重度心身障害児医療費の自己負担額を負担する市町に対して助成を行い、家庭の経済的・精神的負担の軽減を図っています。

この重度心身障害児医療費公費負担事業については、安定的で持続可能な制度とするため、平成18(2006)年度から医療費の一部負担制度を導入しており、今後とも、この制度を維持し、障害のある子どもの医療確保と家庭の経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

家庭や地域社会の子育て力や教育力が低下している中、障害のある子どもの在宅ニーズが高まっており、地域での家庭支援のほか障害のある子どもへの療育支援の強化・充実が求められています。

県内どこの地域でも、必要な時に必要なサービスが保障されるよう、引き続き、訪問系サービス、療育相談事業など提供体制の確保を推進していく必要があります。

障害児保育や、放課後児童クラブへの障害のある子どもの受け入れを進めることも必要です。

疾病及び障害を持った長期療養児に対しては、継続した相談体制の充実を図っていく必要があります。

近年、発達障害が疑われる相談が増加している一方、発達障害の診断や治療ができる医療機関や専門的な知識を有するスタッフが十分ではない上、地域的にも偏在しています。このため、引き続き、これらの支援者の養成・確保を図り、障害の特性に応じた一貫した支援が行われるよう、地域における支援体制の整備・充実に努めるとともに、発達障害についての正しい理解を広める啓発活動を推進する必要があります。

ライフステージを通じて一貫した支援を行うためには、障害のある子どもの成長の過程を記録し、必要な支援につなげる取組も必要です。



取組の方向

「広島県障害者プラン」に基づき、障害児の保健・医療・福祉・教育などの各種施策が総合的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点から支援を行い、障害のある子ども及び家庭を支援する仕組みづくりを推進します。

重度心身障害児医療費の自己負担相当額の一部を負担する市町に対する助成を、今後も継続して実施します。

障害のある子ども及び家庭の地域生活を支える環境づくりのため、ホームヘルパーの派遣、障害児短期入所のほか、障害児等療育支援事業、児童デイサービス、重症心身障害児通園事業等を拡充し、療育の質の向上に努めるとともに、長期休業中等の居場所を確保するため、市町の実施する日中一時支援事業を促進することなどにより、県内どここの地域でも、必要な時に必要なサービスを受けられるよう、引き続き提供体制の整備を推進します。

障害のある子どもが地域の子どものとのふれあいの中で健やかに育成されるよう、保育所での障害児保育を促進するとともに、必要なすべての小学校区で放課後児童クラブが実施され、障害のある子どもの受入など、きめ細かな対応が行われるよう施設整備や運営への支援などの拡充を図ります。

長期療養児の適切な療育を確保するために、県保健所において療育相談指導などを実施し、相談体制の充実に努めます。

障害のある子どもへの理解を深め、心のバリアフリーを促進するためには、幼少期からの交流の機会づくりが重要であり、家庭、学校、地域などにおける継続的な啓発活動の促進に努めます。

発達障害者支援センターの市町支援機能の強化を図るとともに、地域における発達障害のある子ども及び家庭への支援体制の整備に努めます。また、発達障害についての正しい理解を広める啓発活動を推進します。

発達障害の診断や治療ができる専門医の養成を進めるとともに、医療機関に関する情報提供を行うことにより、医療機関の地域的偏在をなくし、地域における医療支援体制の充実に努めます。

障害のある子どもに関する正確な情報を保護者が記録、保管し、必要に応じて情報提供できるサポートファイルの様式を統一するとともに、市町や関係機関等と連携して普及に努めます。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
訪問系サービスの充実 ・居宅介護等のサービスを行い、在宅の障害児・者の生活を支援する。	訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)実施量	96,759時間/月 (平成21年度上半期)	158,231時間/月 (平成23年度)
児童デイサービス事業の充実 ・障害児に対して通園により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	児童デイサービス事業実施量	5,514人日/月 (平成21年度上半期)	7,855人日/月 (平成23年度)
重症心身障害児通園事業の充実 ・在宅の重症心身障害児・者に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能の低下を防止するとともに、その発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させる。	重症心身障害児通園事業実施か所数	2か所	5か所 (平成25年度)
障害児等療育支援事業の充実 ・在宅の心身障害児・者の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実に努める。	障害児等療育支援事業実施か所数	11か所	12か所 (平成23年度)

